

に う 丹生ダム建設事業の検証に係る検討 概要資料

1. 流域の概要

① 流域の概要

淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川を分派して大阪湾に注ぐ、流域面積約8,240km²、幹川流路延長約75kmの一級河川である。

姉川は、滋賀県の最高峰である伊吹山地に源を発し、流域面積約158km²、流路延長約31.3kmの一級河川であり、琵琶湖に流入する主要な河川の一つである。

姉川の支川の一つである高時川は、滋賀・福井県境の柄ノ木峠に源を発し、南下して姉川に合流する流域面積約212km²、流路延長約48.4kmの一級河川である。

② 河川整備基本方針・河川整備計画

(1) 淀川水系河川整備基本方針(平成19年8月策定)

基本高水は、昭和28年9月洪水、昭和40年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点枚方において17,500m³/s(琵琶湖からの流出量を含む)とする。このうち、流域内の洪水調節施設により5,500m³/sを調節して、河道への配分流量を12,000m³/sとする。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、淀川の高浜地点で、かんがい期に概ね180m³/s、非かんがい期には概ね170m³/sとし、以て流水の適正な管理、河川環境の保全等に資するものとする。

(2) 淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)

淀川本川における現況の安全度を堅持するため、中上流部の改修とあわせて、まずは下流部の流下能力増強につながる橋梁改築を実施し、さらに中上流部のみならず下流流量も低減させる効果を有する、川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム等の洪水調節施設の整備を行うこととする。これらを実施することにより、せめて戦後、実際に経験したすべての洪水を、淀川水系全体で川の中で安全に流下させる。

天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るために、洪水調節施設によって対策を講じることが有効である。このことから、現在事業中の丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う。

淀川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、淀川本川の高浜地点における下流の水利に必要な流量と旧淀川等への維持流量から成り立っており、淀川の高浜地点で、かんがい期に概ね180m³/s、非かんがい期には概ね170m³/sとする。

計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要である。

丹生ダム建設事業において渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法(A案)と琵琶湖で確保する方法(B案)があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。

③ 検証対象とするダムの目的及び諸元

(1) 渇水対策容量を丹生ダムに確保する案(A案)

- 目的 - 洪水調節(姉川・高時川)、流水の正常な機能の維持(高時川)、異常渇水時の緊急水の補給(淀川)
- 諸元 - 型式:ロックフィルダム

堤高:118m、堤頂長:391m、堤体積:約715万m³、集水面積:約93km²、
総貯水容量:約8,450万m³、有効貯水容量:約7,750万m³

(2) 渇水対策容量を琵琶湖に確保する案(B案)

- 目的 - 洪水調節(姉川・高時川)
- 諸元 - 型式:重力式コンクリートダム

堤高:89m、堤頂長:300m、堤体積:約51.8万m³、集水面積:約93km²、
総貯水容量:約3,670万m³、有効貯水容量:約3,600万m³

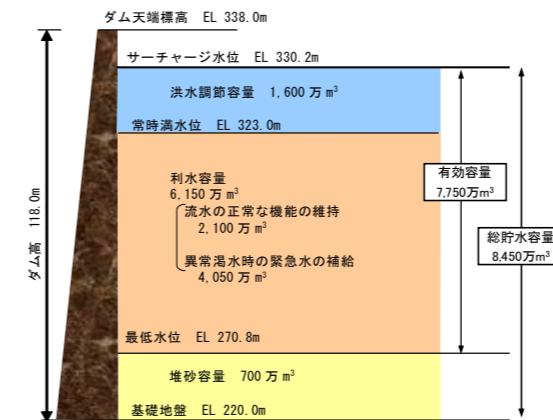


図 丹生ダム(A案)の諸元



図 丹生ダム(B案)の諸元

2. ダム事業等の点検

① 事業費及び工期

渇水対策容量を丹生ダムで確保する案(A案)及び渇水対策容量を琵琶湖で確保する案(B案)についてダム規模を設定し、平成25年度以降の残事業を対象に検討を行った。

- A案の残事業費は、約1151億円。
- B案の残事業費は、約744億円。なお、B案はダムの残事業費のほか、瀬田川の更なる改修のために約150億円が必要となり、高時川の流水の正常な機能を維持するためには、別途費用が必要となる。

渇水対策容量を丹生ダムで確保する案(A案)及び渇水対策容量を琵琶湖で確保する案(B案)について、ダム検証終了後、残事業の完成までに必要な期間を検討した。

- A案については本体関連工事の公告から事業完了までに概ね11年間を要する見込みであり、この工程の他、本体関連工事着工までに諸手続き、ダム等の各種設計に2年間程度を要すると見込んでいる。
- B案については本体関連工事に必要な工事用道路の公告から事業完了までに概ね7年間を要する見込みであり、この工程の他、ダムの構造・規模の見直しに伴い、本体関連工事着工までに環境アセスメントや諸手続き、ダム等の各種設計に6年間程度を要すると見込んでいる。また、瀬田川の更なる改修を行う必要があるほか、高時川の流水の正常な機能を維持するためには、別途対策が必要となる。

② 堆砂計画

渇水対策容量を丹生ダムで確保する案(A案)の堆砂計画は、近傍類似ダムの堆砂実績をもとに検討し、渇水対策容量を琵琶湖で確保する案(B案)の堆砂計画は、A案において検討した計画堆砂量をもとに一次元河床変動計算により計画堆砂量を検討した。検討の結果、A案では堆砂容量約700万m³、B案では堆砂容量約70万m³となった。

③ 計画の前提となっているデータ等

雨量データ及び流量データを点検した結果、データに修正の必要はないことを確認した。



図 丹生ダム位置図

3. 複数の対策案の立案及び抽出

① 複数の治水対策案の立案及び抽出

姉川・高時川の河川整備計画相当として設定した目標と同程度の目標を達成することを基本とし、丹生ダムを含まない11案を立案し、概略評価を行い、丹生ダム（A案）、丹生ダム（B案）を含め、7案の治水対策案を抽出した。

② 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案及び抽出

高時川の河川整備計画相当として設定した流水の正常な機能の維持に必要な水量を確保することを基本とし、丹生ダムを含まない5案を立案し、概略評価を行い、丹生ダム（A案）を含め、3案の流水の正常な機能の維持対策案を抽出した。

③ 複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案及び抽出

淀川水系河川整備計画において想定している異常渇水時の緊急水の補給のために必要となる容量を確保することを基本として、丹生ダムを含まない12案を立案し、概略評価を行い、丹生ダム（A案）、丹生ダム（B案）を含め、6案の異常渇水時の緊急水の補給対策案を抽出した。

4. 目的別の総合評価

① 洪水調節

- 1) 一定の「安全度」（河川整備計画相当の目標とする戦後最大相当の洪水を概ね安全に流下させる。）を確保することを基本とすれば、「コスト」について有利な案は、「河道の掘削+堤防のかさ上げ案」、「河道の掘削+輪中堤・宅地のかさ上げ案」、「河道の掘削+輪中堤・宅地のかさ上げ+水田等の保全（機能の向上）案」である。
- 2) 「時間的な観点からみた実現性」として10年後に完全に効果を発現している案ではなく、20年後に効果を発現していると想定される案は、「丹生ダムA案」、「丹生ダムB案」、「河道の掘削+堤防のかさ上げ案」、「放水路（田川利用）+河道の掘削+堤防かさ上げ案」、「河道の掘削+輪中堤・宅地のかさ上げ案」、「河道の掘削+輪中堤・宅地のかさ上げ+水田等の保全（機能の向上）案」である。
- 3) 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、洪水調節において有利な案は、「河道の掘削+堤防のかさ上げ案」、「河道の掘削+輪中堤・宅地のかさ上げ案」、「河道の掘削+輪中堤・宅地のかさ上げ+水田等の保全（機能の向上）案」である。

② 流水の正常な機能の維持

- 1) 一定の「目標」（高時川の流水の正常な機能の維持に必要な水量を確保する。）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「水系間導水案」である。
- 2) 「時間的な観点からみた実現性」として、10年後に「目標」を達成していると想定される案ではなく、20年後には、すべての案で「目標」を達成していると想定される。ただし、「水系間導水案」及び「地下水取水案」については、関係者等の了解を得るまでの期間を考慮する必要がある。
- 3) 「環境への影響」においては、「水系間導水案」は余呉湖の水質や生態系への影響について懸念する意見があるものの、影響を与える可能性があると想定される場合には、必要に応じて環境保全措置を行うことにより回避・低減できるものとし、その他、「持続性」、「地域社会への影響」の各評価軸を含め、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、流水の正常な機能の維持において最も有利な案は「水系間導水案」である。

③ 異常渇水時の緊急水の補給

- 1) 一定の「目標」（異常渇水時の緊急水の補給）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「丹生ダムB案」であり、次いで「丹生ダムA案」である。
- 2) 「時間的な観点からみた実現性」として10年後に「目標」を達成していると想定される案は、「ダム再開発案」であり、20年後に「目標」を達成していると想定される案は、「丹生ダムA案」、「丹生ダムB案」、「河道外貯留施設（内湖掘削）案」、「水系間導水案」、「地下水取水案」である。
- 3) 「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、異常渇水時の緊急水の補給において最も有利な案は「丹生ダムB案」であり、次いで「丹生ダムA案」である。

5. 総合的な評価

目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しないため、各目的それぞれの評価結果について、検討の場等における意見を踏まえるとともに、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。

目的別の総合評価結果では、河川整備計画相当の目標を設定して検討したが、洪水調節、流水の正常な機能の維持の目的については、戦後最大相当の洪水に対しては、「ダム建設を含む案」は有利とはならない。

一方、異常渇水時の緊急水の補給の目的については、「丹生ダムB案」が最も有利な案となつたが、関係府県からは、水需要など社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとする意見が出されている。

以上より、検証対象ダムの総合的な評価は、「『ダム建設を含む案』は有利ではない」である。

6. 聽取した主な意見の対応(学識経験者、関係住民、関係地方公共団体の長等)

主なご意見	検討主体の考え方
<p><学識経験を有する者及び関係住民></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興については、移転された方がこの地域の往年の美しい自然環境を利用する姿に戻すための対策として、適切に実施していく必要がある。これらは各代替案において必要な対策として検討しコストに計上するべきである。 ・検討の場で予断を持たない形で進めているが、丹生ダムは50年近く前から予備調査、実施調査が、それから地域と締結して水没地域の土地の買収、家屋の移転がされてきた。これらの経緯を全く無視しているように感じている。他の対策案と対等に考えていることに、水源地の者にとっては不満を感じている。 ・下流の水道事業体では、水需要の減少によって収益力低下が進んでいます。このため生活用水、工業用水の需要喚起のための各種対策も展開しています。この傾向は将来にわたって継続することが確実であり、この観点からは「異常渇水時の緊急水の補給」のために容量を確保することの意義は極めて小さいと考えられます。 ・局地的な豪雨が増え、ダムで対応できるのか疑問である。ダムを造るより、河川改修や山の保水力を高める対策で対応した方が費用対効果の面でも有効だ。 ・引き堤、嵩上げ案について、これまで丹生ダム事業用地の取得にあたって移転された方がいる中で、さらに移転が生じる対策が適切な政策変更か疑問である。 ・瀬切れという現象について、姉川・高時川の漁業関係者の方々としては深刻な問題と思うが、環境用水として確保することについて、余呉湖を経由することは農業用水との関係が大きな問題であり、高時川の自然環境保全の面で重要な課題であると思う。 ・環境上の便益・損失について、きちんと評価されていない。それらが必ずしも評価の対象になっていないことに大きな問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の地域振興に係る対策のコストについては、定量的に評価することは困難ですが、評価軸ごとの評価の中で、「地域社会への影響」として評価を行っています。 ・水没予定地を含む地域の皆様におかれましては、長年の間、大変なご苦労、ご心労をおかけし申し訳ございません。 ・今回の丹生ダムの検証は、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。 ・淀川水系河川整備計画において、計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要としており、今後、近畿地方整備局において必要な措置を検討していくこととしています。 ・今回の丹生ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。また、姉川・高時川のように「検証対象ダムを含む案は、（略）河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されています。 ・今後、検討主体として対応方針（案）を本省に報告したうえで、本省において、有識者会議の意見を聴いて、国土交通大臣が国土交通省としての対応方針を決定することとしており、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。 ・流水の正常な機能の維持の観点からの検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている各方策の適用性を踏まえて、単独で代替できる案、複数の方策を組み合わせて代替できる案を検討し、さらに、関係河川使用者等への意見聴取を踏まえて水系間導水（余呉湖経由）案、地下水取水案を抽出し、流水の正常な機能の維持について総合評価を行っています。 ・頂いたご意見については、今後の参考にさせて頂きます。 ・環境上の便益・損失の定量的な評価は困難です。今回の丹生ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、環境への影響については、「イ）水環境に対してどのような影響があるか（略）ロ）生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか（略）ハ）土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか（略）ニ）景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか（略）ホ）その他（略）利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。」とされており、これにより評価を行っています。 ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては、環境への配慮に努めてまいります。

主なご意見	検討主体の考え方
<関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見> 関係地方公共団体の長に対して意見聴取を行い、中止すること異議はなく、中止後の地域振興については、関係機関と十分協議いただきたいなどのご意見を頂いた。 関係利水者に対して意見聴取を行い、中止することに特段の意見はないとのご意見を頂いた。	

7. 対応方針(案)

「検証要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる。

中止に伴う事後措置は、それぞれの目的別に以下のとおりである。

■洪水調節

姉川・高時川の河川管理者である滋賀県が、現在、河川整備計画を策定中であり、治水対策の検討にあたっては、検討主体が有利とした代替案である「河道の掘削+堤防のかさ上げ」案を基本として検討しており、その結果に沿って対応する。

■流水の正常な機能の維持

姉川・高時川の河川管理者である滋賀県が、現在、河川整備計画を策定中であり、高時川の瀬切れ対策については、当面は、現実的な対応策（河道形状の工夫による魚類の一時避難場所の確保等）を、学識経験者等の意見も取り入れながら検討しており、その結果に沿って対応する。

■異常渇水時の緊急水の補給

中長期的な利水の動向を勘案しながら、淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることができるよう、今後、近畿地方整備局において必要な措置を検討していくこととする。

また、将来的な目標達成に向けた対応を検討する際には、これまでの丹生ダム建設事業における検討内容も活用する。

なお、中止後の地域振興については、これまでのダム事業の経緯を踏まえ、関係機関とともに実施する。

大戸川ダム建設事業の検証に係る検討 概要資料

1. 流域の概要

① 流域の概要

淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川（旧淀川）を分派して大阪湾に注ぐ、幹川流路延長 75 km、流域面積 8,240 km² の一級河川である。

大戸川は、近江盆地の南縁、甲賀市信楽町多羅尾字瀑谷に源を発し、信楽盆地を貫流した後、田上山地と金勝山地の間を分け入り、大津市の田上盆地を経て途中約 50 の支川を集めて同市黒津四丁目・太子一丁目地先で瀬田川に合流する。流路延長は 38km、流域面積は 190 km² の一級河川である。

② 治水の現状と課題

淀川は、宇治川・瀬田川、木津川、桂川の三川が合流しており、それぞれの河川においては、琵琶湖からの流出部をはじめ、岩倉峡、保津峡と呼ばれる狭窄部が存在する。治水の面から考えれば、狭窄部は、上流から流れてくる洪水を一旦受け止め、狭窄部に入るところで流量が絞られるということになり、下流域にとっては安全弁のような役割を果たしていると考えられる。しかし、その一方で、狭窄部上流の地域にとっては、狭窄部があることによって洪水が流れにくく、たびたび洪水氾濫が発生している。狭窄部は下流への洪水の急激な流出を抑制しており、開削の方法によっては、下流の治水安全度が大きく低下することとなる。これらの問題をいかに解決し、上下流の治水安全度を向上させるかが、宇治川・瀬田川、木津川、桂川に共通する課題である。狭窄部上流域や中流域での河川改修は下流への流量を増加させることから、これにより下流への流量増が下流の治水安全度の低下を招かないよう全ての整備段階において、上下流や本支川間のバランスを確保することが必要である。

③ 河川整備基本方針・河川整備計画

(1) 淀川水系河川整備基本方針(平成 19 年 8 月策定)

基本高水は、昭和 28 年 9 月洪水、昭和 40 年 9 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点枚方において 17,500 m³/s (琵琶湖からの流出量を含む) とする。このうち、流域内の洪水調節施設により 5,500 m³/s を調節して、河道への配分流量を 12,000 m³/s とする。

(2) 淀川水系河川整備計画 (平成 21 年 3 月策定)

淀川本川における現況の安全度を堅持するため、中上流部の改修とあわせて、まずは下流部の流下能力增强につながる橋梁改築を実施し、さらに中上流部のみならず下流流量も低減させる効果を有する、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム等の洪水調節施設の整備を行うこととする。これらを実施することにより、せめて戦後、実際に経験したすべての洪水を、淀川水系全体で川の中で安全に流下させる。



図 大戸川ダム位置図

大戸川ダムについては、利水の撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするが、ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。

また、これまで進捗してきた準備工事である県道大津信楽線の付替工事については、交通機能を確保できる必要最小限のルートとなるよう見直しを行うなど徹底的にコストを縮減した上で継続して実施する。

(3) 淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画(滋賀県管理区間)

(平成 25 年 3 月策定)

大戸川は、将来計画 (河道 (550 m³/s : 黒津地点) および大戸川ダム) との整合を図り、黒津地点で概ね 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるよう段階的に整備を行う。

計画高水流量は、黒津地点で 550 m³/s とする。



図 大戸川平面図

ダムの目的及び諸元

- 目的 - 洪水調節
- 諸元 - 型式: 重力式コンクリートダム
堤高: 約 67.5m
堤頂長: 約 200m
集水面積: 約 152 km²
総貯水容量: 約 22,100 千 m³
洪水調節容量: 約 21,900 千 m³

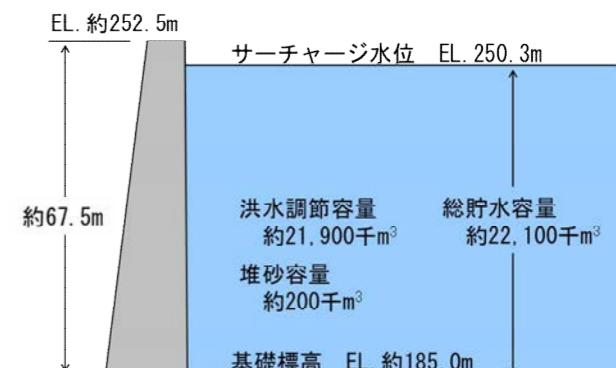


図 大戸川ダム貯水地容量配分図

2. ダム事業等の点検

① 事業費及び工期

平成 21 年 3 月の淀川水系河川整備計画策定後、平成 23 年 3 月の特定多目的ダム法に基づく大戸川ダム建設事業に関する基本計画の廃止時に検討した事業費を基に、平成 29 年度以降の残事業を対象として点検を行った結果、今回の検証に用いる残事業費は約 465 億円とした。

ダム本体工事及び関連工事は、概略設計数量及び施工計画等に基づき標準的な工程を仮定し、残事業の完了までに必要な期間を想定した。なお、淀川水系河川整備計画においては、「大戸川ダムの本体工事は実施時期を検討する」としている。事業継続になった場合の事業完了までに必要な期間は、工事用道路着工から事業完了までに 8 年間程度を要する見込みであり、この他、入札契約に必要な期間が必要である。なお、工事用道路着工までに、ダム本体及び関連施設の調査設計、用地の所管換えに係る関係機関との協議に計 4 年間程度を要すると見込んでいる。

② 堆砂計画

大戸川ダムの堆砂容量について、最新の実績データを基に計画比流入土砂量、計画堆砂量の計算を行った結果、現計画堆砂量 (20 万 m³) に大幅な変動がないことを確認した。

③ 計画の前提となっているデータ等

雨量データ及び流量データを点検した結果、今回の検証に係る検討は、必要な修正を反映したデータを用いて実施した。

3. 複数の対策案の立案及び抽出

洪水調節に係る対策案の比較

淀川 (大臣管理区間) においては淀川水系河川整備計画として設定した目標と同程度の目標、大戸川 (滋賀県管理区間) においては淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画として設定した目標と同程度の目標を達成することを基本とし、大戸川の流量規模については、河川管理者である滋賀県に意見照会を行い、回答をもとに検討した。検討の結果、大戸川ダムを含まない 12 案から 8 案を抽出し、大戸川ダムを含む案と併せた 9 案について評価を実施した。

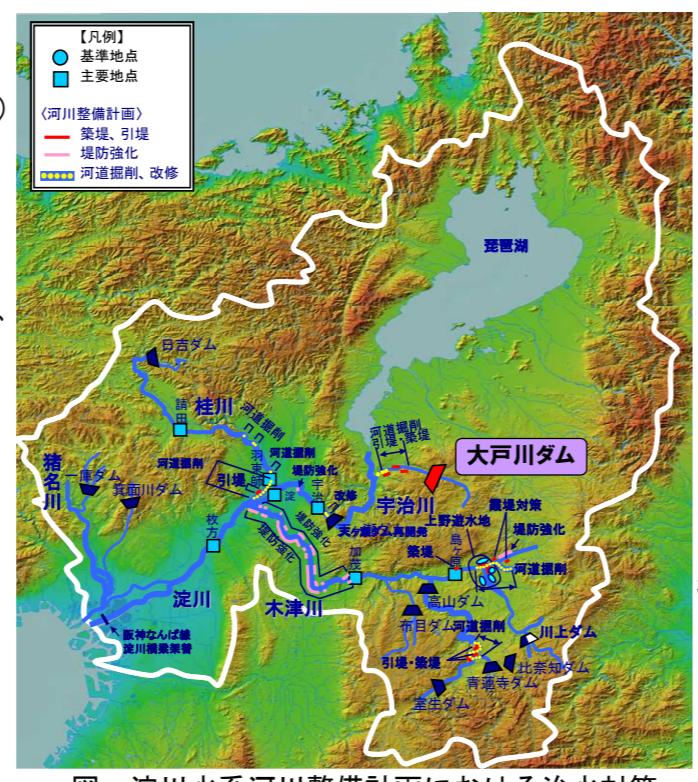


図 淀川水系河川整備計画における治水対策

淀川

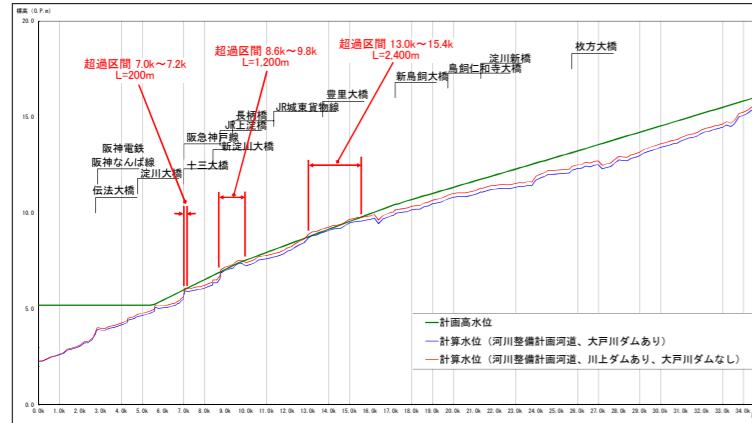
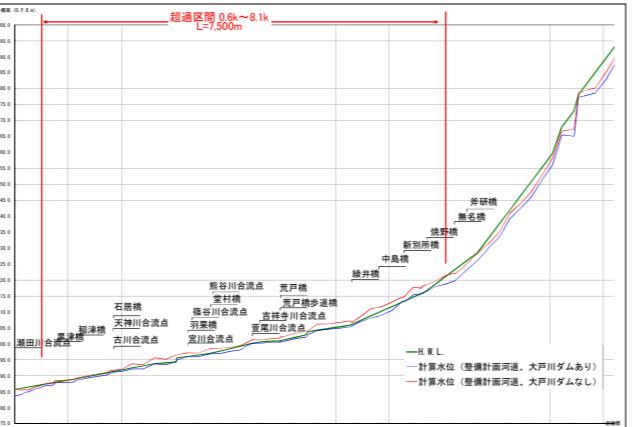


図 河川水位縦断図

大戸川



4. 目的別の評価

洪水調節

- 一定の「安全度」（河川整備計画の目標）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「大戸川ダム案」である。
目標を上回る洪水が発生した場合の「安全度」においては、いずれの案も有意な差はみられない。
- 「時間的な観点から見た実現性」として、10年後に完全に効果を発現している案ではなく、20年後に完全に効果を発現していると想定される案は「大戸川ダム案」、「瀬田川新堰案」、「既設ダムのかさ上げ案」、「利水容量買い上げ案」、「流域を中心とした対策案（水田等の保全あり）」、「流域を中心とした対策案（水田等の保全なし）」である。
- 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸も含め、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、洪水調節において最も有利な案は「大戸川ダム案」である。

5. 大戸川ダムの総合的な評価

洪水調節について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は、「大戸川ダム案」である。

大戸川ダムは、洪水調節のみを目的とする洪水調節専用（流水型）ダムであることから、目的別の総合評価（洪水調節）の結果を踏まえ、総合的な評価の結果とする。

以上より、総合的な評価の結果として、最も有利な案は「大戸川ダム案」である。

※なお、大戸川ダムは淀川水系河川整備計画において「ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」となっていることから、ダム本体工事着工にあたっては淀川水系河川整備計画の変更が必要である。

6. 聽取した主な意見の対応(学識経験者、関係住民、関係地方公共団体の長等)

主なご意見	検討主体の考え方
<学識経験を有する者及び関係住民>	
<ul style="list-style-type: none"> 過去の経緯を踏まると建設計画から半世紀の間、ダム建設計画、集団移転、建設中止、凍結と繰り返されてきた。大戸川は暴れ川だと言われている。その間に何度も水害に見舞われて、悲しい状況を経験してきた。下流の治水のために早急に工事着工を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 長年にわたり大戸川ダム建設事業にご協力頂き、ご心労おかけし申し訳ございません。 今回の大戸川ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。

主なご意見

<学識経験を有する者及び関係住民>

- 大戸川ダムは穴あきダムということだが、ヤマセミがダムサイト周辺において、生息環境は大丈夫か。環境面での重要さが欠けていると思われる。

検討主体の考え方

- 大戸川ダム建設予定地周辺の環境については、平成元年から平成4年までは閣議アセスに準じて、大気環境・水環境・動植物・景観等について調査を実施しています。この調査においては動植物の重要な種は確認されておりません。また、平成13年から平成16年には、道路工事にあたり、「大戸川ダムの付替県道・工事用道路に係る生態系保全検討会」を設置し、学識経験者から指導・助言を得ながら工事を実施しています。また、平成16年から平成17年には、ダムによる自然環境への影響や保全対策にあたり、「大戸川ダム事業に係る環境保全検討会」を設置し、学識経験者から指導・助言を得ながら調査を実施しています。

- ダムが有効とする理由を強調するために、ダムができるないと費用がかさむと巨額の対策費用を算出して、優位性を議論するのは良い方法ではない。先人の知恵に学んで、わずかな予算で効果を上げる治水対策について、知識人の意見を広く聞く必要がある。

- 鬼怒川堤防決壊による悲惨な水害を踏まえ、大戸川、淀川本川では流域住民の生命と財産を守るために有効な治水対策、技術的に確立している「耐越水堤防」の導入を推進すべきである。大戸川において耐越水堤防工法を導入すれば、大戸川ダムなしで計画流量に対応でき、且つ、それを超える洪水が来ても破堤を防ぐことができる。

- 近年の異常気象による自然災害対策は、急務となっている。洪水対策として、大戸川ダムの建設案は、総合的な評価からも適切なものと考える。ただ、どの案にしても環境に与える影響というものは、多少にかかわらず起こりうるものであり、このことに対しては、十分な配慮をお願いする。

- 淀川水系全体でどのように安全度が高まっていくのか、地先の資産の状況等も踏まえてバランスよく安全度を上げていくことが必要。

など

主なご意見

<関係地方公共団体の長からの意見>

- 関係地方公共団体の長に対して意見聴取を行い、「継続」とする対応方針について異論はないが、ダム本体工事着工にあたっては、河川整備計画の変更が必要であることから、改めて関係自治体の意見を聴かれたいなどのご意見を頂いた。

7. 対応方針(案)

「検証要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、大戸川ダム建設事業については「継続」することが妥当である。

大戸川ダムのダム本体工事については、淀川水系河川整備計画（平成21年3月）において「中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」となっていることから、河川法第16条の2に基づき、あらかじめ関係府県知事等の意見を聴く等を経て、同計画を変更するまでは、現在の段階（県道大津信楽線の付替工事）を継続し、新たな段階（ダム本体工事）には入らない。